



新指定書

認 証 書

法人所在地 東京都台東区浅草三丁目4番1号 K-bldg

法人名 特定非営利活動法人Healthy Aging Projects for Women

代表者氏名 宮原 富士子

平成28年3月30日付けで申請のあった定款変更については、特定非営利活動促進法

第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事代理 副知事 安藤 立美



特定非営利活動法人 Healthy Aging Projects for Women 定款

新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、女性のライフステージに応じた健康管理と疾病管理（以下「ウィメンズヘルスケア」という）の改善とその向上を図るための情報を、広く一般女性および医療ならびに関連領域に従事する者に伝え、社会にウィメンズヘルスケアのあり方を提言する。それらの活動により女性のQOL向上に貢献することを目的とする。<u>併せて、地域包括ケアに関わる医療・介護職の人材育成や調査研究により、老若男女が協働できる仕組みを提言し、地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、女性のライフステージに応じた健康管理と疾病管理（以下「ウィメンズヘルスケア」という）の改善とその向上を図るための情報を、広く一般女性および医療ならびに関連領域に従事する者に伝え、社会にウィメンズヘルスケアのあり方を提言する。それらの活動により女性のQOL向上に貢献することを目的とする。</p>
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) ウィメンズヘルスケアに関する調査研究事業</p> <p>① 医療・健康に関する調査</p> <p>② 診断・治療に関する調査</p> <p>(2) ウィメンズヘルスケアに関する教育事業</p> <p>① <u>当該医学教育に関する刊行物、Web、デジタルデータ、動画等の制作</u></p> <p>② 当該医学教育研修に関する事業</p> <p>(3) ウィメンズヘルスケアに関する情報収集および情報提供、広報事業</p> <p>① 当該領域の機関誌、研究報告書の発行</p> <p>② ホームページ等による広報事業</p> <p>(4) ウィメンズヘルスケアに関する普及啓発事業</p> <p>① 当該領域の医療コンサルタント</p> <p>② <u>当該領域の啓発のための刊行物、Web、デジタルデータ、動画等の制作</u></p> <p>(5) ウィメンズヘルスケアに関連するセミナー、シンポジウム及びイベント企画開催事業</p> <p>① 当該領域に関する講習会、セミナー、シンポ</p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) ウィメンズヘルスケアに関する調査研究事業</p> <p>① 医療・健康に関する調査</p> <p>② 診断・治療に関する調査</p> <p>(2) ウィメンズヘルスケアに関する教育事業</p> <p>① 当該医学教育に関する刊行物、Web、デジタルデータ、ビデオ等の発行</p> <p>② 当該医学教育研修に関する事業</p> <p>(3) ウィメンズヘルスケアに関する情報収集および情報提供、広報事業</p> <p>① 当該領域の機関誌、研究報告書の発行</p> <p>② ホームページ等による広報事業</p> <p>(4) ウィメンズヘルスケアに関する普及啓発事業</p> <p>① 当該領域の医療コンサルタント</p> <p>② 当該領域の啓発のための刊行物、Web、デジタルデータ、ビデオ映像等の発行</p> <p>(5) ウィメンズヘルスケアに関連するセミナー、シンポジウム及びイベント企画開催事業</p> <p>① 当該領域に関する講習会、セミナー、シンポ</p>

<p>ジウム等のイベント開催</p> <p>②当該領域に関する講師派遣</p> <p>(6) <u>ウィメンズヘルスケアに関する情報の医療機関や行政への提言事業</u></p> <p>(7) <u>地域医療・地域包括ケア・在宅医療に関する多職種連携モデル提言事業</u></p> <p>(8) <u>地域医療・地域包括ケア・在宅医療に関する薬剤師・訪問看護師・管理栄養士他医療職及び介護職等の教育事業</u></p> <p>① <u>当該医学教育に関する刊行物、Web、デジタルデータ、動画等の制作</u></p> <p>② <u>当該医学教育研修に関する事業</u></p> <p>(9) <u>地域医療・地域包括ケア・在宅医療に関する多職種連携モデル調査研究事業</u></p> <p>(10) <u>その他、本法人の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>附則 1 1～6 (現行のとおり)</p> <p>附則 2 1～6 (現行のとおり)</p> <p>附則 3 この定款は、平成 25 年 7 月 7 日から施行する。 この定款は、平成 25 年 10 月 4 日から施行する。 <u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>ジウム等のイベント開催</p> <p>②当該領域に関する講師派遣</p> <p>(6) <u>ウィメンズヘルスケアに関する情報の医療機関や行政への提言事業</u></p> <p>(7) <u>その他、本法人の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>附則 1 1～6 (略)</p> <p>附則 2 1～6 (略)</p> <p>附則 3 この定款は、平成 25 年 7 月 7 日から施行する。 この定款は、平成 25 年 10 月 4 日から施行する。</p>
---	--